

令和8年度 山梨地方労働審議会
第1回 電気機械器具製造業最低工賃専門部会 議事録(一部議事要旨)

1 日 時：令和8年1月30日（金） 午後2時00分～午後5時05分

2 場 所：山梨労働局1階会議室

3 出席者：公益代表：落合委員、今井委員、塩田委員
家内労働者代表：濱田委員、小林委員、白倉委員
委託者代表：遠藤委員、佐藤委員、峯岸委員
事務局：小林労働基準部長、小林賃金室長、深沢室長補佐

4 議 事

- (1) 電気機械器具製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について
- (2) 部会の運営等について
- (3) 意見聴取結果について
- (4) 最低工賃の改正額等について（改正審議）
- (5) その他

5 最低工賃専門部会審議

(室長補佐)

本日は御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。

本日は第1回目の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用した同条第1項の規定により、本部会を開催し、議決することができますことを報告いたします。

ただいまから、山梨地方労働審議会第1回電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

また、本部会は、一般に公開しておりますが、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はおりませんでしたので併せて報告いたします。

なお、本日は、家内労働者側小林委員におかれましては、所用により、15時30分頃退席される旨御連絡をいただいております。予め御了承をお願いします。

続きまして、お手元の資料の確認をいたします。

事前に郵送させていただいた、本日の次第、配席表、そして山梨地方労働審議会最低工賃専門部会委員名簿。

ホッチキス留めしているもので、「山梨地方労働審議会審議資料」と「参考資料」。

そして、追加で、本日、机上配布いたしました、各側の基本的見解がございます。これらの資料がお手元にありますか。よろしいでしょうか。

(室長補佐)

続きまして、次第の2、部会長の選出及び部会長代理の指名に入ります。

最低工賃専門部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員で協議等をしていただいておりますので、結果につきまして今井委員から報告をお願いいたします。

(今井委員)

はい、今井でございます、よろしくをお願いいたします。

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長には、山梨地方労働審議会本審の委員でもあります落合委員を推薦させていただきたいと思っております。

(室長補佐)

ただいま、今井委員から「部会長に落合委員を」との推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(室長補佐)

全会一致で、部会長に落合委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

落合部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(落合部会長)

ただいま部会長に選出していただきました落合です、よろしくをお願いいたします。私から、部会長代理は今井委員をお願いしたいと思います。

(室長補佐)

ただいま、部会長から部会長代理に今井委員をとの指名がありましたが、今井委員いかがでしょうか。

(今井委員)

はい、了解です。

(室長補佐)

それでは、部会長は落合委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、お手元の名簿を御用意いただき、部会長の落合委員の御名前に二重丸、部会長代理の今井委員の御名前に丸印の記号を記載いただきますようお願いいたします。

それでは、落合部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(落合部会長)

皆様、本日はお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

本日も、皆様方から忌憚のない御意見を頂戴しまして、活発な部会にさせていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

【 議事（１）電気機械器具製造業最低工賃改正に係る諮問及び 専門部会委員の指名について 】

(落合部会長)

早速ですが、議事に入りたいと思います。

最初の議事である「電気機械器具製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について」、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に配布させていただいております審議資料、こちらの1ページを御覧いただければと思います。

1ページですけれども、1月21日に開催されました山梨地方労働審議会家内労働部会におきまして、「山梨県電気機械器具製造業最低工賃について、改正決定の必要性がある」との結論をいただきましたので、これを受け、同日付けで山梨労働局長から山梨地方労働審議会会長に諮問をさせていただきました。

1ページはその写でございます。

家内労働法第21条第1項の規定によりまして、審議会は、最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならないとされております。

この専門部会の設置につきましては、昨年、令和7年11月21日に開催されました山梨地方労働審議会の本審におきまして、改正諮問があった場合には本審を開催することなく最低工賃専門部会を設置することについて、あらかじめ決議をいただい

ておりますので、労働局長から地方労働審議会会長へ改正諮問を行うことにより、本日のこの最低工賃専門部会が設置されたということになります。

また、会長から、最低工賃専門部会の委員につきましても指名をいただいておりますので、皆様には家内労働部会に引き続きまして、最低工賃専門部会の委員としてお集まりいただいているところでございます。

さらに、本専門部会の部会長である落合委員につきましても、本審の委員でございますので、地方労働審議会令第6条第8項によりまして、本専門部会の決議をもって審議会本審の決議とすることができることとなっております。

この点につきましても、令和7年11月21日に開催されました本審において決議いただいているところでございます。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの説明について、御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事（2）部会の運営等について 】

(落合部会長)

それでは、次の議事である「部会の運営等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

資料の3ページを御覧いただければと思います。

こちらは、家内労働関係の審議会の運営についての資料になります。

上から順に説明させていただきます。

本年1月21日に開催されました家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要性あり」との結論をいただき、同日付けで山梨地方労働審議会会長あてに改正諮問をさせていただきました。

これと併せまして、同日に最低工賃の改正決定に係る意見聴取に関する公示を行いました。特に意見の申出はございませんでした。

本日、最低工賃専門部会を開催しております。

本日は、審議をしていただいた上、結審いただいて、答申をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日、答申をいただいた場合、本部会終了後に、速やかに答申の内容及び異議申出に係る手続きにつきまして、労働局の掲示板などに公示をいたします。

答申内容に対する異議申出の期間は、意見公示の翌日から起算して 15 日を経過する日までとなっておりますので、2月16日異議申出の締切日となります。

異議の申出がなされた場合には、家内労働法第9条第3項の規定によりまして、労働局長は、当該申出について、審議会に意見を求めなければならないとされていますので、別途山梨地方労働審議会の本審を開催して審議いただくこととなります。

なお、例年、異議申出はございませんが、異議申出がない場合は、異議申出の締切日が到来した後、官報公示の手続きを行いまして、手続きが最短で進んだ場合には3月11日に公示が行われることを予定しております。

そして、官報公示後、30日を経過した4月10日の金曜日になりますけれども、改正された最低工賃の法定発効となる予定となっております。

官報公示の手続きの進行状況によりまして、発効日がずれる場合がございますので、御了承いただければと思います。

最後に、資料の一番下になりますが、本日の部会報告につきましては、先般開催されました家内労働部会の報告と共に、3月に開催予定の山梨地方労働審議会の本審におきまして報告させていただくこととしております。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの説明に関して、御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事（3）意見聴取結果について 】

(落合部会長)

次に議事の（3）「意見聴取結果について」に入りたいと思います。

関係家内労働者及び委託者から意見聴取を実施した結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

資料の9ページを御覧いただければと思います。

9ページからは関係委託者と家内労働者の皆様から意見聴取した結果をまとめた資料となっております。

9ページの項目1のところでございます。意見聴取の対象者を記載しております。

委託者につきましては、家内労働実態調査におきまして、最低工賃が設定されている業務を家内労働者に委託していると回答した委託者のうち8社に架電にて意見聴取を行いました。

家内労働者につきましては、同じく家内労働実態調査におきまして、最低工賃が設定されている業務を受託していると回答した家内労働者のうち4名の方に同じく架電にて意見聴取を行いました。

家内労働者の方は4名と少ないですけれども、こちらから電話させていただいても、携帯電話に掛けるので、警戒されているのかどうか分からないのですが、あまり出でいただけないというのが多く、大変申し訳ないですけれども人数が少ないような状況になっております。

項目2、こちらは委託者の方からの意見聴取結果となっております。

9ページから14ページの中ほどより少し下までが、委託者の方から聴取した結果を整理して記載しております。

工賃に関する項目だけ少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、10ページ、2の5のところでございます。

「委託業務の設定工賃額」ですが、最低工賃を下回っている委託者はありませんでした。

続きまして11ページ、2の7のところでございます。

「工賃の改定状況」ですが、令和4年度以降について、半分の4社が「上げられていない」として、その理由を「親会社からの単価が変わらない」としています。

続きまして12ページ、2の10「家内労働者への委託量の変化」というところがございます。

1社が「増加していくと考えている」という回答をしていただきまして、その理由につきましては「会社の状況が上向き」としています。

また、他の7社につきましては「減少している」、「変わらない」、「不透明」等という回答をいただいております。

続きまして14ページ2の13、「最低工賃制度または最低工賃額に対する意見」というところがございます。

3社が「最低工賃が上がっていくと厳しい」等といった意見をいただいております。

14ページの真ん中より少し下からは、項目3としまして「家内労働者からの意見聴取」の結果を記載しております。

14ページ、3の1では「受託内容・経験年数」は全ての方が「コネクタ差し」、経験年数は「2年から15年」ということでもございました。

15ページ、3の3「1日及び1か月あたりの作業時間」というところもございます。

少ない方ですと「1～5時間」、多い方で「5～7時間」とのことでもございました。

同じページの3の4「1か月当たりの工賃収入金額」でございます。

収入額は「1～2万円」、「2～5万円」というお話でもございました。

続きまして16ページ、3の7「受託量の変化」ですが、皆さん、仕事量が「減少した」もしくは「変わらない」といった回答をいただいております。

最後、17ページ、3の9でございますけれども、意見としましては、「もう少し工賃単価が上がれば良いと思っている」という御意見が1件ございました。

意見聴取の結果につきましては、以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの説明について、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

次の議事である「最低工賃額の改正額等について」審議に入りたいと思いますが、まず、事務局から、簡単に資料等の説明をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

同じ資料の21ページを御覧いただければと思います。

こちらの資料は、「山梨県電気機械器具製造業最低工賃の推移」としまして、平成7年度から前回改正の令和4年度までの改正額の推移が記載されております。

23ページでございます。

こちらは、「参考事項」としまして、令和4年から令和7年の最低賃金及び特定最低賃金の上昇率を現行の最低工賃額に乗じた際の金額となっております。

参考事項ということなので、単純に上昇率を現行の最低工賃額に乗じた金額を記載しております。

続きまして25ページでございます。

電気機械器具製造業最低工賃見直し年度における、最低工賃、最低賃金、特定最低賃金の改正状況等の資料となっております、参考といただければと思います。

続きまして、27ページからですけれども、家内労働部会の際にお配りした山梨県内の経済指標関係の更新されたデータとなっておりますので、こちらにも必要に応じて活用していただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

最後に、各側委員の皆様の控室につきまして御案内をさせていただきます。

これから、金額審議に入りますと、家内労働者側と委託者側の委員の皆様には、それぞれ別の部屋で待機していただくこととなります。

家内労働者側の委員の皆様には「3階の中会議室」、委託者側の委員の皆様には「2階の第1相談室」を控室として用意させていただいております。

待機いただく際には、事務局が案内させていただきます。

また、個別協議を行う際には、この会場を使用いたしますので、控室で待機いただいている各側委員の皆様には、この会場に御手数でも足をお運びいただくこととなります。

その際には、事務局が案内に参りますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの説明に関して、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (4) 金額審議 】

(落合部会長)

それでは、金額審議に入りますけれども、まず、各側から最低工賃改正に臨む基本的な意見をお伺いしたいと思えます。

家内労働者側、委託者側の順で発言をお願いしたいと思えます。

まずは家内労働者側からお願いいたします。

(小林委員)

労働者側につきましては、小林の方から報告をさせていただきます。

配布させていただいた資料に基づいて報告させていただきたいと思えます。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正にあたり、労働者側委員は以下の基本的な見解に基づき、金額審議に臨みたいと考えておりますので、各側委員の御理解と御協力をお願いいたします。

1 基本方針

世界的な地政学リスクの長期化や原材料・エネルギー価格の高止まりが続くなか、電機産業をはじめとする国内製造業は、供給網の再構築や人手不足の深刻化といった構造的な課題に直面しております。

そのようななかでも最低工賃は、一つ目、3年毎の改定であること、二つ目、山梨地方最低賃金や電気特定最低賃金が近年の高い物価上昇率を背景に大幅に引き上げられ続けていること、三つ目、長引く生活のコストの上昇が家内労働者の生活を圧迫していること、四つ目、深刻な担い手不足により、技能の維持と労働力の確保が急務となっていること等を重く受け止める必要があります。

「生活を維持できる工賃設定を」という家内労働者からの切実な声に応え、厳しい環境下で製造業の基盤を支える家内労働者の社会的・経済的地位の向上を目指し、実態に即した適正かつ意欲の湧く水準への改定を強く望みます、ということです。

二つ目の水準設定の方針につきましては、直近の3か年における連合山梨の地場の調査の賃上げの率の見合いを載せさせていただきます。

こちらをお読み取りいただければと思います。

二つ目に、先ほど少し報告がありました地方最低賃金や電機の特定期最賃の金額の推移、直近3年の推移を乗せさせていただきますので、こちらもお読み取りをいただければと思います。

よろしく申し上げます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

それでは次に委託者側お願いいたします。

(佐藤委員)

はい、昭栄精機の佐藤でございます。

基本的見解ということで、3人の総意ではないですけれども、1人として基本的見解を述べさせていただきます。

まずは、二つ目のレ点、先般も申し上げたとおり、3年に一度の見直しということに関しまして、相応の引上げについては必要であるという認識は持っています。

ここは3人一致しております。

一方で、アンケートの結果からも読み取れますが、家内労働法の基本趣旨は、家内労働従事者、こちらの労働条件の向上、生活の安定、当然必要なのですけれども、一方で、工賃の引上げに際すると、発注者側からのボリューム減少は確実にまいります、それに配慮する必要があると。

家内労働者の労働条件とか生活の安定が必要であれば、今までどおり発注者側が出してくれるレベル、これが非常に重要というふうに認識します。

ほかの論点としては、山梨県なので、この工賃が長野県とか近隣の県に対して突出しないこと。

長野が安ければ長野に行ってしまうと、山梨の方々が非常にさみしい思いをする。

それから、この3年間の物価上昇というのは、ご案内のとおり上がっているのです、そこに配慮は必要なのだけれども、ということを考えています。

それから、この前の資料を見ていただく限りですね、ベテランの方が引退しているということは、要は、発注者側からすると能力が低減している。

我々も製造業なのですけれども、能力に見合った工賃が妥当で、それはなかなか判断が難しい。ただ、上がる一方だと、能力が下がっているのにも上がるっていう

のは、基本的には、発注者側、企業側からするとなかなか納得がいかないというふうに思っています。

4番目が発注者側の負担ということで、このアンケートの結果にあるとおり、親会社からの値段が上がらない、一方で発注者側の値段を上げてしまうと、要は赤字になってしまう可能性があります。11ページに、各社のコネクタに関する値段が書いてあり、これが、たぶん上限だと思います。

単純に、12.15%とか最低賃金の上昇分で掛けるのは簡単なのですが、ロジカルではあるのだけれども、それを超えてしまうと、今の値段を超えてしまう、とするとボリュームが下がる、そうすると、結果、受け手の話をしますけど、仕事もらえるからありがたいと、働いているこの方が仕事なくなってしまう可能性がある、その配慮をこの場ではしたほうがいいと思いました。

私は以上です。

(委託者側委員)

(他にはなし。)

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま各側から御意見をお伺いしました。そのほかに、何か補足で意見のある委員の方はいらっしゃいますか。

(各側委員)

(追加の意見等なし。)

(落合部会長)

各側から、御意見をお伺いしましたので、これから公益委員による各側との個別協議に入りたいと思います。

まず、公益委員の打ち合わせを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦、控室で待機をお願いしたいと思います。

少しお時間を頂戴した後に、まずは、家内労働者側から御意見を伺います。

それでは、ここで、一旦、専門部会の審議を中断いたします。

(議事要旨は以下のとおり。)

1 家内労働者側委員との折衝

(1) 家内労働者側委員

令和4年から3年間と来年を見越した4年間の上昇率から、22パーセントの引上げを主張。

ビニル線は72銭、コイルは1円08銭、コネクタについては69銭を提示。

(2) 公益委員

使用者側に伝えることとされた。

2 委託者側委員との折衝

(1) 公益委員

家内労働者側の主張、提示金額について説明。

(2) 委託者側委員

最低限の生活を守るということは十分理解している。12.15%までは許容しようと思っている。

それ以上は、その17.1%とすると2社の仕事なくなる、ボリュームが下がることが考えられる。

最低工賃を上げて仕事を出しますよという言質が取れるのであればよいが、そうでない場合には、工賃は上がったが仕事なくなるという状況にもなりかねない。

ビニル線、コイルについては、仕事が少ないので、家内労働者側の主張でよいと思うが、仕事量が多いコネクタに関しては、60銭、限度としては、12.15%で63銭と考える。

(3) 公益委員

委託者側の主張を家内労働者側に伝えることとされた。

3 家内労働者側と折衝

(1) 公益委員

委託者側の主張について説明。

(2) 家内労働者側委員

12.15%よりも、事務局から示された最低賃金の引上げ率である17.1%が妥当な数字であると考えている。

その計算で、コネクタについては66銭が妥当と考える。

(3) 公益委員

委託者側に伝えることとされた。

4 委託者側委員と折衝

(1) 公益委員

家内労働者側の主張を説明。

(2) 委託者側委員

最低工賃を上げることには異論はない。

しかし、最低賃金の引上げ率とリンクさせるのは納得できない。

(3) 公益委員

再度家内労働者側委員に説明することとされた。

5 家内労働者側委員と折衝

(1) 公益委員

委託者側の主張を説明。

(2) 家内労働者側委員

コネクタについて 64 銭を提示するが、全会一致であれば 63 銭でも。

6 委託者側委員と折衝

(1) 公益委員

家内労働者側の提示金額について説明。

(2) 委託者側委員

コネクタに対する家内労働者側の主張は理解した。

コネクタを 12.15%とするならば、ほかの 2 作業を 22%とするのはロジックが合わない。

ほかの 2 品目についても 12.15%とするべきである。

また、ほかの 2 品目であるビニル線とコイルについて、会社も家内労働者も少ないのであれば、改定しないことも選択肢に入るのではないか。

7 家内労働者側委員と折衝

(1) 公益委員

委託者側の主張を説明。

(2) 家内労働者側委員

ビニル線とコイルについて委託者側が了承したとして、コネクタについて 63 銭と 64 銭の話をしたはずであるのに、ビニル線とコイルの話を元に戻すのであればコネクタについても最初の金額に戻すことになる。

公益としてはどう考えるのか、ぶれないでいただきたい。

(3) 公益委員

各側の主張を検討し、公益案を作成することとされた。

8 家内労働者側委員と折衝

(1) 公益委員

公益案を説明。

ビニル線 72 銭 コイル 1 円 08 銭 コネクタ 63 銭。

(2) 家内労働者側

先に 3 者で合意した金額を覆すのであれば、ほかの金額を示すことも考えたが、3 者での合意を生かしていただけるのであれば、コネクタ 63 銭も了承する。

(以上で金額折衝を終了)

(全体審議を再開)

(落合部会長)

各委員の皆様、大変お待たせをいたしました。

では、専門部会を再開いたします。

各側の見解及び意見を基に個別協議・議論を重ねさせていただきました。

ここに公益案を提示するに至りましたので、事務局は公益案を配付いただけますでしょうか。

(落合部会長)

それでは、公益案を読み上げさせていただきたいと思います。

令和 7 年度山梨県電気機械器具製造業最低工賃改正審議公益委員案

令和 8 年 1 月 30 日

下記のとおり、公益委員案をとりまとめましたので、ここに提示します。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

この最低工賃額については、品目とそれから改定された金額案についてのみ読み上げさせていただきたいと思います。

品目

ビニル線 1 か所につき 72 銭、コイル 1 か所につき 1 円 08 銭、コネクター 1 端子につき 63 銭。

以上が公益委員案です。

なお、ビニル線とコイルについて、コネクタに比べて引上げ率が高いという御意見がありましたけれども、公益委員案としては、ビニル線、コイルについては、コ

ネクタに比べて、高い技術が必要なものという公益委員の意見がありましたので、その高い技術に鑑みて、この金額の引上げ率は相当と考えた次第です。

(落合部会長)

それでは、この公益案について採決をお願いいたします。

慣例によりまして、まず、公益案に反対の方、挙手をお願いいたします。

家内労働者側 0 名 委託者側 2 名 公益委員 0 名ですね。

次に、公益案に賛成の方、挙手をお願いします。

家内労働者側 2 名 委託者側 1 名 公益委員 2 名ですね。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ということで、公益案どおり可決をさせていただきたいと思います。

残念ながら、全会一致という決議とはなりませんでしたが、出席委員の過半数の賛成により、公益案のとおり決定をさせていただきたいと思います。

(落合部会長)

次に、発効日についてお諮りします。

本日結審となりますと、異議の申出がない場合には、法定発効として最短で4月10日が発効日となりますが、この点について異議はありませんか。

(各側委員)

(異議なし。)

(落合部会長)

次に、ただいまの当専門部会の審議経過等と結論を、3月に開催予定の山梨地方労働審議会の本審において、報告することになります。

部会報告案を事務局が作成しておりますので報告案の配布と朗読をお願いしたいと思います。

(賃金室長)

今報告案作成して印刷しておりますので、もうしばらくお待ちください。

(部会報告案を各側委員に配付)

(賃金室長)

お待たせして大変申し訳ございません。

部会報告案を朗読させていただきたいと思います。

案 令和8年1月30日

山梨地方労働審議会会長 落合圭子 殿

山梨地方労働審議会 最低工賃専門部会部会長 落合圭子

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について

本専門部会は、令和 8 年 1 月 21 日、山梨地方労働審議会において付託された山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、別紙のほうを御覧いただければと思います。

別紙

山梨県機械器具製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

ビニル線 1 か所につき 72 銭

コイル 1 か所につき 1 円 08 銭

コネクタ 1 端子につき 63 銭

でございます。

効力発生の日については、法定どおりといたしております。

もう 1 枚めくっていただきますと、山梨県電気機械器具製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要でございます。

まず、一番上の段でございます。

家内労働部会を本年 1 月 21 日に開催いたしました。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について審議いただきまして、全会一致で必要性ありとの結論をいただきました。

次に、本日 1 月 30 日、最低工賃専門部会を開催しまして、最低工賃の改正決定について多数決によりまして決議をいただきました。

次に、中段でございます。

昨年 11 月 21 日に山梨地方労働審議会の本審を開催いたしまして、家内労働部会等の設置、また、家内労働部会等の決議をもって本審決議とする専決決議について了承いただいております。

一番下の段でございます。

家内労働部会及び最低工賃専門部会の委員の指名につきまして記載しております。

以上でございます。

(落合部会長)

事務局で朗読した報告案について何か御意見、御質問等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

異議がなければこの報告案のとおり、次回の本審にて報告させていただきたいと思えます。

ただいま御了承いただきました当部会の結論ですけれども、山梨地方労働審議会運営規程第10条第1項及び昨年11月21日に開催されました本審での決議により、本審を開催することなく、本審の結論になることとなっております。

つきましては、当専門部会において答申を行うこととなりますので、労働局長あての答申文について、協議をすることとします。

答申の文案を事務局が作成しましたので、案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、答申文案を朗読させていただきます。

案 令和8年1月30日

山梨労働局長 岩崎充 殿

山梨地方労働審議会会長 落合圭子

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正について 答申

本審議会は、令和8年1月21日付け山梨労発基0121第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙になります。

別紙以降につきましては、先ほどの部会報告と同じ内容でございますので、朗読は省略させていただきます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの答申案について、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

ないようでしたら、本答申案は了承されたものといたします。
それでは、これから答申を行います。

(落合部会長から労働基準部長に答申)

(落合部会長)

それでは、労働基準部長から御挨拶をお願いいたします。

(労働基準部長挨拶)

本日は皆様お忙しい中、参集いただきましてありがとうございます。
大変難しい審議だったと思います。

そのような中、何とか決定をすることができたというのも、皆様が本当に真摯に御議論をいただいた結果だというふうに思っているところでございます。

本日いただきました答申につきましては、3月に開催される予定の山梨地方労働審議会、こちらのほうに報告という形で、会長であります落合委員あてに報告をさせていただき、それを受けまして当局の局長であります岩崎の方で答申を受けて、改定を進めさせていただこうと思います。

我々も、滞りなく、事務処理の方をさせていただきまして、法定どおりの発効日に、無事発効ができますよう慎重に事務処理をさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございます。

【 (5) その他 】

(落合部会長)

ありがとうございました。
それでは最後の議題の「その他」に入ります。
各側で何かございますか。

(峯岸委員)

今回は決まったわけですが、なかなか作業的なところで難しい作業もあるわけです。年配になって、目が少し悪くなって、なかなかできない、普通であれば100個できるのに、50個位しかできなくなる、そういったケースもあります。

委員の中で作業性っていう部分をどれだけ理解しているのか、委員の中でも、そういったところがちょっと疑問だったところが実際はあります。

各都道府県、近隣のところで金額がって言う、決まったわけなのですからけれども、実際に、例えば写真では見てわかりますが、写真って現物の大きさがわからないじゃないですか。

もし可能であれば、次回のこういう部会の際には、サンプル的なものがあると触って確認ができて、ああ、こういった作業なのだねとか、現場でこういうことをやっているのだねということが、たぶん、白倉先生たちも、そういったことで認識ができるかもしれない。だからもっとリアルな話ができるのではないかなというふうに思います。

写真っていう部分でもいいのですけれども、リアルな、そういったところが必要かなと、ちょっと思いました。

(落合部会長)

はい、御意見ありがとうございます。

次回に反映させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

ほかに、よろしいですか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

(賃金室長)

発効までの流れにつきまして、繰り返しになりますが、あらためて簡単に説明させていただきます。

本日、答申をいただきましたので、本部会の終了後、速やかに異議申出に係る意見公示をさせていただきます。

異議の申出の締め切りにつきましては、2月16日となります。

例年、異議はございませんので、異議がなければ、官報公示の受付に入りまして、最短で、3月11日に官報公示がなされまして、その30日後の、4月10日に発効となる見込みとなります。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何か質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

それでは、以上で本専門部会の審議を終了させていただきたいと思います。

なお、本日の議事録の確認ですけれども、濱田委員と遠藤委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

お疲れさまでした。ありがとうございます。